

地方独立行政法人明石市立市民病院 中期目標（案）

# 1 前 文

2

3 明石市立市民病院は昭和25年の開院以来、地域の中核病院として住民の健康な  
4 生活を支え、高度で良質な医療の提供をその使命としてきた。しかし、医療を取り  
5 巻く環境は近年の医療制度改革等によって大きく変化してきており、医業収益の減  
6 少や医師不足による診療体制の縮小など、喫緊の課題が山積するなか市民病院は大  
7 きな岐路に立たされている。

8

9 こうした中、市民病院が、地域医療を守る上で公立病院としての果たすべき役割  
10 を全うし、住民から信頼される医療を永続的に提供していけるよう、医療を取り巻  
11 く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するための方策として、地方独立行政法人へと  
12 移行するに至った。

13 地方独立行政法人化後は、市民病院の「安全で高度な医療を提供し、市民の生命  
14 と健康を守る」という基本理念を継承しつつ、環境の変化に的確に対応し、地域に  
15 にとって必要な医療の提供に努めるとともに、効率的な病院運営を行うことを求める  
16 ものである。

17 そして、市民病院が次に掲げる病院を目指し、理事長のもと、理事と病院職員が  
18 一致協力して、その実現に取り組むことを熱望する。

19

## 20 1 市民にとって頼りになる病院

21 充実した医療スタッフが最良の医療を提供し、専門医療と救急医療を両立さ  
22 せた、必要なときに頼りになる病院であること。

## 23 2 地域の医療機関にとって不可欠なパートナー

24 急性期を中心とした高度入院医療と救急・紹介外来を主とした病院として、  
25 地域医療機関と利用者本位の機能分担と連携を行い、医療・介護人材の育成に  
26 貢献する病院であること。

## 27 3 働く医療者にとって誇れる病院

28 公立病院としての高い評価を受けて生き生きと働き、活気があふれ、教育病  
29 院としての評価も高く、医療者が成長できる病院であること。

30

31 ここに「中期目標」を定め、これからも市民病院がその使命を果たし続けること  
32 を念願してやまない。

1 **第1 中期目標の期間**

2 中期目標の期間は、平成23年10月1日から平成28年3月31日までの  
3 4年6か月の間とする。

4

5 **第2 市民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項**

6 1 安心の医療確保政策で求められる病院機能の整備

7 市の医療政策に基づき、市内の医療提供が不足している、または将来的に不  
8 足することが想定される領域で、市の保健機関、福祉機関や東播磨医療圏の病  
9 医院との連携による医療サービスを提供すること。

10

11 (1) 病院の許可・指定

12 地域の医療機関との連携強化、機能分担を進めたうえで、地域医療支援病  
13 院をはじめとした許可・指定を受けること。

14

15 (2) 病床の構成

16 一般病床に加え、(3)に掲げる診療機能を提供するための病床を整備するこ  
17 と。

18

19 (3) 診療機能

20 ア 救急医療

21 中等症以上の患者（入院を必要とする患者）を受入れる救急基幹病院と  
22 して、二次救急診療体制の充実や一次救急の後方支援機能の充実を進める  
23 こと。

24 イ 基幹病院としての機能の維持・充実

25 現在の診療科は明石市の医療において重要な役割を担っているため、引  
26 き続き、入院を中心とした急性期医療を提供すること。

27 ウ 周産期・小児医療

28 地域の周産期・小児医療の要として、ハイリスク分娩への対応や新生児  
29 医療、小児救急、重症・難病小児医療など、市民が安心して出産・育児を  
30 行なうための医療を提供すること。

31 エ がん

32 治療機能を兵庫県立がんセンターなど他病院と役割分担するとともに、  
33 これらとの連携によって在宅療養をベースにした緩和ケアの拠点としての  
34 役割を担うこと。

1 オ 脳血管疾患  
2 救急・急性期治療機能の整備に加え回復期リハビリテーション機能を設  
3 置し、増加する脳血管疾患の急性期から回復期医療の拠点としての役割を  
4 担うこと。

5 カ 心疾患  
6 救急・急性期治療機能を整備し、明石医療センターとともに増加する心  
7 臓血管疾患の急性期医療の拠点としての役割を担うこと。

8  
9 2 災害時や重大な感染症流行時等における医療の提供  
10 大規模災害の発生や新型インフルエンザなどの重大な感染症流行時には、必  
11 要な診療体制の確保や市内医療機関の支援など、基幹病院としての機能を果た  
12 すこと。

13  
14 3 地域医療機関との機能分担と連携  
15 市民が充実した医療サービスを楽しむことができるよう、市民病院は急性期を中心と  
16 した高度入院医療を担うこと。

17 地域の病院・診療所と相互の医療機能を活かした役割分担を明確にし、外来  
18 診療は救急・紹介・専門外来を主として、利用者本位でスムーズな診療連携を  
19 行うこと。

20  
21 4 医療の質と利用者サービスの向上  
22 (1) コンプライアンスの徹底  
23 市民から信頼される病院となるため、職員が医療法や個人情報保護、情報  
24 公開などの法令を遵守するよう努めること。

25  
26 (2) 医療事故・感染防止対策の充実  
27 インシデント、アクシデントなど医療安全に係る部門の機能を強化し、医  
28 療事故・院内感染の発生・再発防止への取組みを行ない、安心・安全な医療  
29 提供に努めること。

30  
31 (3) 利用者本位の医療サービスの提供  
32 利用者本位の受療環境を整備し、患者心理に配慮した対応など、提供する  
33 医療サービスの向上に努めること。

34

1 5 医療人材育成への貢献  
2 医療を学ぶ学生に対して、臨床研修の場を提供すること。

3

### 4 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 5 1 医師にとって魅力のある病院づくり

6 医師陣の着実な増強を行うこと。そのために給与体系の整備、研究支援制度  
7 の整備など、魅力のある病院になるための総合的な対策を講じること。

8 また働きやすい就業環境や、事務作業補助体制などで本来業務に専念できる  
9 環境を整備すること。

10

#### 11 2 医療スタッフの充実

12 優秀な医療職の採用・育成を促進するため、雇用形態の多様化や就業環境の  
13 整備、本来業務に専念できる体制づくりなど、働きやすく専門性を発揮できる  
14 基盤を整備すること。

15

#### 16 3 人材育成システムの充実

##### 17 (1) 医師が魅力を感じる研修・研究制度の整備

18 臨床研修医や後期研修医に魅力のある育成システムの整備、医師や指導医  
19 が成長できる研究支援制度など、医師に魅力のある研修・研究環境を整備す  
20 ること。

21

##### 22 (2) キャリアパスの充実

23 看護師やコメディカルについて、組織の目標を踏まえ、自己の能力、目標、  
24 ライフサイクルに応じて技術・知識の向上に取り組むための研修制度を確立  
25 すること。

26

##### 27 (3) 医療職の専門資格取得の推進

28 専門医、認定医、専門看護師、認定看護師などの育成に向け、院内研修の  
29 充実、院外研修の積極的な利用を推奨すること。

30

##### 31 (4) 医療経営の専門家の育成

32 医療保険制度や診療報酬など、病院経営に関する研修の充実に取り組み、高  
33 い力量を持った事務職を育成すること。

34

- 1 (5) 管理職向けの研修制度の充実  
2 医療職・事務職ともに、管理職の能力向上のため、職位や職責に応じ必要  
3 な知識を習得するための研修制度を導入すること。  
4
- 5 4 権限の一元化と迅速で柔軟な経営  
6 (1) 運営権限の一元化と情報共有  
7 経営の意思決定を一元的に、かつ主要幹部が情報を同時に共有できる形で  
8 行う体制を整備すること。  
9
- 10 (2) 迅速かつ柔軟な経営  
11 環境変化に応じた投資や職員の雇用、施設基準の取得などを、迅速かつ柔  
12 軟に行なうこと。  
13
- 14 (3) 予算執行の弾力化  
15 診療報酬の改定や医師の採用など、状況変化に柔軟に対応して、弾力的な  
16 予算執行を行うこと。  
17
- 18 5 経営管理体制の強化  
19 (1) 経営情報の共有  
20 診療情報・財務情報の一元管理を行い、医療系・事務系の幹部職員間の情  
21 報共有を行なうこと。  
22
- 23 (2) 企画・管理人材の配置  
24 病院経営の要となる企画・管理部門などに医療経営の知識・経験を持った  
25 職員を採用、配置するなど、経営管理体制を強化すること。  
26
- 27 (3) データに基づく効率的な経営  
28 診療情報管理士などによる診療情報の管理・分析や職員への還元を行ない、  
29 医療と経営の質の向上に努めること。  
30
- 31 6 外部評価などの活用  
32 (1) 病院機能評価の活用  
33 評価項目に基づき、医療の質や運営の改善に努めること。  
34

1 7 新人事制度の整備

2 (1) 役割や働きに応じた給与制度の整備

3 働きがいのある病院となるよう、職員の役割や働きを評価する給与体系の  
4 整備、導入を検討すること。

5  
6 (2) 人材育成と連動した評価体系の整備

7 全職員の技術、知識の底上げを目指し、職員の成長と能力発揮による病院  
8 への貢献を処遇に反映する制度の整備、導入を検討すること。

9  
10 (3) 医師・管理職の新給与体系の整備

11 医師・管理職について、人材の確保に寄与し、役割の重さに重点をおいた  
12 給与体系の整備、導入に努めること。

13  
14 (4) 経営幹部に業績に連動した賞与制度を導入

15 経営幹部について、業績と賞与が連動する制度の導入に努めること。

16  
17 **第4 財務内容の改善に関する事項**

18 1 経営改善・収支均衡

19 (1) 収益面の強化

20 明石市にとって必要な医療の提供や診療報酬の的確な算定を行なうこと。

21  
22 (2) コストコントロールの強化

23 医療機器、医薬品、診療材料の購入については、包括契約・複数年契約・  
24 随意契約などの民間病院の手法を参考にコスト意識を持った取組みを行なう  
25 こと。

26  
27 (3) 経常黒字化

28 以上の取組みを行い、期間内の累計経常収支を黒字化すること。

29  
30 **第5 その他業務運営に関する重要事項**

31 明石市の保健・福祉行政との連携

32 明石市の保健・福祉行政との連携を取り、予防医療や正しい医療機関の受診  
33 方法など、市民が安心・安全で健康的な暮らしを送れるよう市の広報紙などを  
34 通じた情報提供に努めること。